

新潟くらしの安全かわら版

きーつけなせや

Vol.164

発行: 新潟県県民生活課
〒950-8570
新潟市中央区新光町4-1
電話: 025-280-5135

【新潟県くらしの安全情報サイト】
<https://www.pref.niigata.lg.jp/kenminseikatsu/consumer.html>



消費者トラブル対応専用Webサイト 「消費者トラブル解決ナビ」が開設されました

国民生活センターでは、令和8年9月に、消費者トラブル対応のための専用Webサイト「消費者トラブル解決ナビ」を開設しました。

このサイトは、消費者トラブルにあっていらっしゃる方に対して、解決を支援するウェブサイトです。FAQ（よくある質問）形式で**トラブル解決のためのヒントを自分で調べることができます**。注目情報や閲覧の多いFAQなども掲載しています。ぜひご活用ください！

<消費者トラブル解決ナビ トップページ>

<https://www.consumer.go.jp>

(PC版)

消費者トラブル解決ナビ
National Consumer Affairs Center of JAPAN

このサイトについて 国民生活センターホームページ 文字サイズ 標準 大

新着情報 検索

トラブルの解決方法を探す (FAQ) トラブルを相談する (相談窓口)

トラブルの解決方法を探す (FAQ)

キーワード検索

検索 不要品買取

単語やキーワード（例：アダルトサイト、トイレ修理、エステ）を入力してください。複数語で検索を行う場合は、単語と単語の間をスペースで区切ってください。

検索したいキーワードを入力します。(例: 「不要品買取」、「エステ」等)

検索を押す



(スマホ版)

消費者トラブル解決ナビ
National Consumer Affairs Center of JAPAN

このサイトについて 国民生活センターホームページ 文字サイズ 標準 大

新着情報 検索

トラブルの解決方法を探す (FAQ) トラブルを相談する (相談窓口)

Q 【訪問買取】突然訪問してきて不要品を買取するという。違法ではないか。

A

買取業者の飛び込み勧誘は、特定商取引法で禁止されています。
突然訪問をする買取業者には法律に反する行為であることを伝え、きっぱりと断りましょう。

消費生活相談窓口
消費者ホットライン 「188 (いやや!)」番
※最寄りの消費生活センターを案内する全国共通3桁の電話番号

詳しく知りたい方
不要なお品の買い取りのほずが、大切な資金も強引に買い取られた！一訪問購入のトラブルが増える

Q&A形式で、解決のヒントが表示されます。

解決方法を探す 窓口で相談する

レ修繕、エステ）を入力してください。複数語で検索を行う場合は、単語と単語の間をスペースで区切ってください。

消費者トラブルの相談をする

消費者ホットライン (188) で相談する

消費者ホットライン 188

日本全国のほとんどの消費生活相談窓口でご利用いただけます。

- 消費者ホットラインは、「誰かがアクセスしやすい相談窓口」として開設されたものです。
- 相談を受け付けるにあたっては、円滑な相談処理を実現するために、氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業をお聞かせします。
- 土日祝日は、都道府県等の消費生活センター等が閉所していない場合、国民生活センターに電話がつながります。（一部地域や年末年始、国民生活センターの建物点検日を除く）
- 伊電話など、一部の電話からはつながりません。

「不用品や和服の買い取りのはずが貴金属を買い取られた」といった相談が寄せられています



最近の事例



ダイニングセットを売るつもりでインターネットで探した買取業者に「金の物はないか」と聞かれ、金のネックレスを売ったが、買取金額が安すぎると思う。クーリング・オフできるか。

高齢の母が在宅中に、古本を買い取ると電話があり依頼したら、玄関先に置いていた貴金属を安価で買い取られた。今後も同様の勧誘がないか不安だ。

高齢の母の高額なアクセサリーを、家に来た買取業者が持ち去ったようだ。書面は受け取っておらず、お金も受け取っていない。どうすればよいか。

「不用品を引き取る」と電話があり、洋服を出そうと来訪を承諾した。来訪した担当者に「貴金属はあるか」「宝石はあるか」としつこく聞かれ、貴金属を強引に買い取られてしまった。

インターネットで見つけた出張買取業者に不用品と貴金属を売却した。クーリング・オフを申し出たが、一部しか返品されず不満だ。

大切なものののに…



※「最近の事例」は、相談者の申し出内容をもとにまとめたものです。

トラブルを回避するには

⚠ 突然訪問してきた購入業者は家に上げない！

購入業者が突然家に来て買い取りをすることは、法律で禁止されています。

⚠ 買い取りを希望しない物品は見せない。

強引な勧誘に負けて買い取られてしまうことがあります。

⚠ 契約書面はよく確認！

電磁的方法による提供の場合も！

契約書面に物品名や価格が具体的に記載されているか確認しましょう。
また、クーリング・オフに備えて書面を受け取ってから8日間は物品を手元に残しておくことができます。

※国民生活センター訪問購入_国民生活センター (https://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/doorstep_purchase.html)

※消費者庁「訪問購入のトラブルにご注意ください」

(https://www.caa.go.jp/publication/pamphlet/assets/consumer_transaction_cms203_241224_02.pdf) より一部抜粋・編集して掲載

▶少しでも不安に思ったら



・消費者ホットライン 188
・警察相談専用電話 #9110

最寄りの消費生活センター等につながります
受付時間は窓口によって異なります

けいさつ相談室につながります
受付時間 月～金（祝日、年末年始を除く）8:30～16:30